

文教はぐくみ委員会要求資料

令和 8 年 8 月
教 育 委 員 会

1. 「(市町村向け)「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関する Q&A」
(文部科学省作成、該当箇所抜粋)
2. 非喫食者への給付事業に係る京都府教育委員会への主な確認事項

1. 「（市町村向け）「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関するQ&A」
（文部科学省作成、該当箇所抜粋）

市町村用

3-4. 非喫食者

問3-4-1 非喫食者に対する支援の主体は都道府県か市町村か。

○ 基本的には、学校設置者による支援を想定しています。

問3-4-2 「非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる」とあるが、国として何らかの基準を示す予定はあるか。（※7月23日追加）

○ 給食費負担軽減交付金実施要領の6(2)に示す非喫食者支援の対象となる児童については、主に次のような整理を想定しています。なお、本事業での支援を実施する場合、各学校設置者において、支援の対象者や内容等を定めた要綱を作成するなど事業化して実施してください。

【やむを得ない事情の例】

- ・ 重度のアレルギー、不登校、宗教上の理由（ハラール）等

（乳糖不耐症等による牛乳停止など、給食の一部を恒常的に停止している場合も対象）

※ 在籍していても、学校設置者が就学の実態がないと判断する児童は「非喫食者」支援の対象外

（例：実質的にインターナショナルスクールに通う児童）

※ 自己都合による非喫食は「非喫食者」支援の対象外

（例：学校に登校し、健康上も給食を喫食できるにも関わらず、保護者が準備した弁当等を喫食）

【恒常的の例】

- ・ 喫食しない期間が1年間や学期間など長期にわたり、あらかじめ給食の停止に係る届出がある

※ 単に数日欠席したような場合、感染症等による学校閉鎖等の場合は「非喫食者」支援の対象外

【非喫食者への対応としてとり得る対応例】

- ・ 非喫食者に対する食材費相当額の金銭給付（又は現物給付も可）

- ・ 学校以外の場所（給食センター、教育支援センター等）での昼食の提供

※ 各市町村において、支援の対象となる非喫食者を限定することも可

問3-4-3 非喫食者支援について、当初交付申請時は間に合わなかったが、年度の途中で新たに非喫食者支援を行うこととなった場合、変更交付申請により非喫食者支援を本交付金で実施することは可能か。またその場合、4月に遡って本交付金の対象とすることは可能か。
(※7月23日追加)

○ 可能です。ただし、非喫食者支援として金銭給付等を行う前に、変更交付申請を行う必要がありますので、変更交付申請及び変更交付決定のスケジュールを踏まえ、御対応ください。

問3-4-4 給食を実施していない学校に在籍する児童に対して、非喫食者と同様に金銭給付を行う場合、本事業の支援対象とすることができるか。(※7月23日間番号変更)

○ 対象外です。

問3-4-5 給食費負担軽減交付金実施要領の6(2)に記載の非喫食者支援について、金銭給付等に充てることが可能な交付金の上限額が「各都道府県が申請する額 × 非喫食の期間月数(一月に満たない端数がある場合、切り捨て) を乗じた額とすること。」とされているが、月の途中から支援開始となった場合は月ごとに切り捨てとなるのか。(※7月23日追加)

○ 例えば、9月中旬から12月下旬まで喫食しない者に支援する場合は3か月と計算する等、月ごとに切り捨てるのではなく、年間の合計期間を月数に換算して計算してください。

○ ただし、毎月数日欠席するなど、喫食しない期間が細切れとなるような場合は、年間合計日数が1か月を超えたとしても、恒常的に学校給食を喫食しない場合には該当しないため、本交付金における非喫食者支援の対象とはなりませんので御留意ください。

2. 非喫食者への給付事業に係る京都府教育委員会への主な確認事項

- ・ 支援事業例として示す「現物支給」の取扱いの具体例について
- ・ フリースクール通学者への支給に関して、在籍校復帰を目指すことを条件にするのかについて
- ・ 金銭給付時期が翌年度にまたがることは不可との見解に関して、学校経由の場合の時期の判定について
- ・ 年度途中での事業実施における年度当初に遡及しての給付の可否について